

令和6年度

富士宮市農業委員会総会会議録

令和6年3月11日 開会

令和6年3月11日 閉会

富士宮市農業委員会

令和6年3月11日午後1時00分富士宮市農業委員会会長齊藤 学は、富士宮市農業委員会総会を富士宮市役所全員協議会室に招集する。

委員定数 19名

出席委員 19名

農業委員出席委員

1番 脇坂英治	2番 近藤千鶴	3番 赤池勝
4番 齊藤学	5番 佐野守	6番 佐野均
7番 佐野強	8番 伊藤照男	9番 近藤雅隆
10番 村松義正	11番 富永政則	12番 宮島孝子
13番 遠藤光浩	14番 旭一昭	15番 萩真教
16番 後藤文隆	17番 佐野むつみ	18番 内堀忠雄
19番 杉山弘子		

欠席委員

農地利用最適化推進委員出席委員

1番 土井治	2番 塩川金彦	3番 渡井清孝
4番 渡邊勝彦	6番 村松慎一	7番 土井一彦
8番 加藤文男	9番 藤浪庸一	10番 有賀文彦
11番 鈴木四郎	12番 篠原兼義	13番 牧澤邦彦

欠席委員

5番 竹川篤志

事務局職員

(併)事務局長	野毛裕紀子	次長兼振興係長	望月伸浩
主任主査	押尾貞治	主査	池田幸司
主査	滝口悠美		

議長 会長 齊藤 学 (以下同じ)

本日はお忙しい中、農業委員会総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。今年度、最後の農業委員会総会になります。

出席委員が定足数に達しておりますので、本会議は成立しております。

これより、本日をもって招集されました、富士宮市農業委員会総会を開会いたします。

それでは会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日 1 日と決定したいと存じます。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって会期は本日 1 日と決定いたします。

次に、「会議録署名人の指名について」を議題といたします。

お諮りいたします。

会議録署名人は 16 番 後藤文隆委員、17 番 佐野むつみ委員を指名することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長

御異議なしと認めます。よって、「会議録署名人」に、16 番後藤文隆委員、17 番佐野むつみ委員を指名いたします。

本日の議事日程は、目次のとおり、報第 12 号から協第 2 号です。

初めに、報第 12 号から報第 16 号まで一括して事務局から報告させます。

事務局。

事務局 池田主査

令和 6 年 1 月 21 日から令和 6 年 2 月 20 日までの受理分について報告いたします。

議案の 1 から 3 ページを御覧ください。

朗読します。

報第 12 号 農地返還通知書の受理について

農地の使用貸借権の合意解約がなされたことの通知があつたので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、使用貸借契約の合意解約による通知が 12 件提出されました。

続きまして、議案の 4 ページを御覧ください。

朗読します。

報第 13 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

農地の賃借権の合意解約がなされたことの農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、賃貸借契約の合意解約による通知が 1 件提出されました。

続きまして、議案の 5 及び 6 ページを御覧ください。

朗読します。

報第14号 農地法第2条の3第1項の規定による届出書の受理について

農地の権利を取得したことの農地法第3条の3第1項の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、7件の届出が受理されました。

続きまして、議案の7から9ページを御覧ください。

朗読します。

報第15号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項第7号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、8件の届出を受理しました。

続きまして、議案の10ページから13ページを御覧ください。

朗読します。

報第16号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項第6号の規定による届出書を受理したので、次のとおり報告する。

議案に記載のとおり、14件の届出を受理しました。

報告は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、ここで一括して質疑を許します。

御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。よって、報第12号から報第16号まで報告済みといたします。

議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可決定についてを議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の14ページを御覧ください。

議第14号 農地法第3条第1項の規定による許可決定について

農地の所有権の移転またはその他の権利を設定・移転しようとする農地法第3条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真1ページを御覧ください。

申請地は、東阿幸地で、パワースーパーピアゴの東に位置する農地です。

受人は、東阿幸地にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は、申請地の隣地を所有して耕作しており、渡人も労力不足による規模縮小を考えており、意向が合致したことから申請に至ったものです。

受人は、イチジクやヘーゼルナッツ、露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1, 383 平方メートルで、稼働人は1名です。

続きまして、第2項及び別冊航空写真2ページを御覧ください。

申請地は、星山で、星山観音堂の東に位置する農地です。

受人は星山にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約になります。

受人は、令和2年12月から3条許可を受け、申請地を借り入れし耕作を行っていましたが、一定期間の耕作経験も踏まえ、十分耕作可能であることから、所有権移転したく申請に至ったものです。

申請地では、引き続き、ミニトマトやイチジク、自然薯などを栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は変わらず1, 764 平方メートル、稼働人は1名です。

続きまして、第3項及び第4項は同一人となりますので、一括して説明します。

別冊航空写真3ページ及び4ページを御覧ください。

第3項及び第4項の申請地は外神で、第3項は、お食事処本山の南東、第4項は、外神河原上公園の南東に位置する農地です。

受人は外神にお住まい、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

受人は外神を中心に営農しており、経営規模の拡大を考え、渡人に要望し、所有権移転したく申請に至ったものです。

受人は、サツマイモを栽培する計画となります。

受人の許可後耕作面積は9, 140 平方メートルで、受人の稼働人員は2名です。

続きまして、第5項及び別冊航空写真5ページを御覧ください。

申請地は上井出で、パーパス富士宮工場の東に位置する農地です。

受人は神田川町にお住まい、渡人は議案書のとおりです。贈与契約に至ります。

受人と渡人は兄妹関係にあり、渡人である妹が相続しましたが、自身が所有する申請地の隣地の農地を含め、受人が既に耕作しており、平成31年1月には3条許可を受けて正式に借り入れを行い耕作していました。このたび、所有権移転したく申請に至ったものです。

受人は白菜やジャガイモ、牧草を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は変わらず4, 446 平方メートルで稼働人は1名です。

第6項及び別冊航空写真6ページを御覧ください。

申請地は、人穴で、人穴小学校の東に位置する農地です。

受人は沼津市にお住まい、渡人は議案書のとおりです。

賃貸借契約となります。

受人は沼津市に農地を所有していますが、市内においては新規就農となり、開拓地区にて、牧草や露地野菜を栽培するため農地を探していたところ、渡人と共通の知人を通じて休耕していた借入地を見つけ、意向が合致したことから、申請に至ったものです。

申請地は4.8ヘクタールと広大ですが、受人は農機具等については、渡人や近隣農家からリースし、渡人を含めて営農指導を行い、申請地においては、牧草及び露地野菜を栽培する計画となります。

受人の許可後耕作面積は5万338平方メートルで、稼働人員は2名です。

第7項及び別冊航空写真7ページを御覧ください。

第7項については差し替えで、机上に配付させさせていただきましたほうを御覧ください。

こちら、申請者による申請農地の記載漏れがありまして差し替えとなりました。

申請地は上柚野で、柚野小学校の北東に位置する農地です。

受人は、神奈川県横浜市都筑区にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。

売買契約となります。

受人は、現在、神奈川県横浜市に居住していますが、以前から自家消費用の農産物を栽培、収穫しながら生活したいと考え、農地及び居住用物件を探していたところ申請地を見つけ、移住のため、所有権移転したく申請に至ったものです。

受人は、ネギや白菜などの露地野菜のほか、既に植わっている栗や梅などの果樹を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1,201平方メートルで、稼働人員は3名です。

第8項及び別冊航空写真8ページを御覧ください。

申請地は羽駒で、妙行寺の南に位置する農地です。

受人は羽駒にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。売買契約となります。

申請地は、市外に居住している渡人から農業委員会にあっせん申出が行われており、鈴木四郎推進委員の尽力にて耕作地を探していた受人を見つけ、所有権移転したく申請に至ったものです。

受人は、カボチャやジャガイモなど露地野菜を栽培する計画です。

受人の許可後耕作面積は1万1,141平方メートルで、稼働人員は2名です。

第9項及び別冊航空写真9ページを御覧ください。

申請地は大久保で、中部紙工静岡工場の東に位置する農地です。

受人は大久保にお住まいで、渡人は議案書のとおりです。贈与契約となります。

受人は、申請地近傍に住み、耕作地を探しており、渡人も労力不足による規模縮小を考え、意向が合致したことから、申請に至ったものです。

受人は、白菜を栽培する計画となります。

受人の許可後耕作面積は1,358平方メートルで、稼働人員は2名です。

第10項及び別冊航空写真10ページを御覧ください。

申請地は西山で、芝川総合園芸の東及び北東に位置する農地です。

受人は、富士市中丸にお住まいの新規就農者で、渡人は議案書のとおりです。

贈与契約となります。

渡人と受人は、叔母と甥の関係になり、以前から申請地を2人で耕作しており、叔母が生きているうちに贈与を行い、営農を継続していきたく申請に至ったものです。

受人は、水稻、サツマイモ、大根などを栽培する計画となります。

受人の許可後耕作面積は2,060平方メートルで、稼働人員は2名です。

以上、第1項から第10項までの申請について、農地法第3条第2項各号の許可しない要件には該当せず、問題ないと判断いたしました。御審議のほどよろしくお願いします。

議長

ただいまの上程議案のうち、6項、7項及び10項について担当委員の調査報告をお願いします。

12番 宮島孝子委員

ただいま審議中の第6項について報告いたします。

3月5日、申請者、事務局、近藤雅隆委員、脇坂英治委員とともに現地にてお話を聞きました。

先ほど事務局から詳しい説明がありましたが、作付する作物も、近所に地主の方が住んでおられますので、アドバイスを受けながら、また鳥獣害という、特に鹿が多いものですから、電柵等も考えているそうです。

問題ないと思われますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

7番 佐野強委員

議第14号、第7項について報告させていただきます。

去る3月6日、申請者代理人 行政書士、事務局2名、私と篠原推進委員と現地にて調査を行いました。

先ほど事務局からお話がありましたが、現況としましては、亡き父から実家を相続したが、耕作ができなくなり、購入者を探していたが買手がなかなかなく、静岡県のふじのくに空き家バンクに登録していたところ、受人が農地付住宅を探していたことで受人が購入しました。

現在農地については、一部ネギ、梅、ゆず等が植栽されています。

受人は新規就農者で、今後、白菜、ネギ、ゆず等を作付する予定です。農業経験はなく、技術習得については、経験者から、植栽から収穫まで指導を受ける計画です。

それで私も近所に住んでいますので、引っ越し後、受人にアドバイスをしていきたいなと思っています。

申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどをよろしくお願いします。

以上です。

14番 旭一昭委員

ただいま審議中の第10項について現地調査を行いましたので、御報告を申し上げます。

先週の火曜日、3月5日午後2時より申請人である農地譲渡人と、その甥である譲受人立会いの下、鈴木推進委員と事務局1名、そして私の3名で現地調査を行いました。

申請地は三沢富士宮線道路の隣接地と北側の畑2筆、それから、南西に位置する田の計4筆であります。柚野地区にほど近い、西山地区の北部地域であります。

譲受人の父の生家の田畑をこのたび叔母から贈与により、受け継ぐことになったものです。

水稻、サツマイモ等を作付する予定であります。現在もしております。

譲受人は、7年前の平成29年より富士市の自宅から譲渡人である叔母の農業を補助しており、月に10日程度就農しております。

後継者として問題ないと考えます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第14号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第14号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の18ページを御覧ください。

朗読します。

議第15号 農地法第4条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにしようとする農地法第4条第1項の規定による許可申請が次のとおりあつたので、審議を求める。

第1項及び航空写真、11ページを御覧ください。

申請地及び申請人は、議案のとおりとなります。

申請人は、申請地から離れた場所に居住しておりますが、耕作地に隣接する当該申請地を農業用機材や肥料置場、トラクター、薬剤噴霧器など農機具置場として使用したいことから、申請に及ん

だものです。

本件は追認となります、現状の建築物については、都市計画法、建築基準法の確認はされていることを確認しております。

申請地は、北山インターチェンジから北に約400メートルほど離れた小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

申請地近隣で代替性の検討を行っておりますが、代替できる土地はありませんでした。

申請地の北と東は道路、西と南は農地ですが、南側農地は、申請人が現在耕作しており、万が一、被害が生じた場合は、申請者の責において解決します。

資金は自己資金で確保されており、許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第15号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって議第15号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

議案の19ページを御覧ください。

朗読します。

議第16号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について

農地を農地以外のものにするため、その農地につき、所有権の移転またはその他の権利を設定しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求める。

第1項及び別冊航空写真12ページを御覧ください。

申請地申請人は、議案のとおりです。

申請人が売買により権利取得し、トラック用の貸駐車場9台に転用しようとするものです。

近隣地にも既にトラック駐車場があり、当該申請地も運輸会社との間に転用許可後の賃貸借契約が結ばれており、賃貸用の需要の見込みはあるものと判断しております。

駐車場 9 台の内訳としては、4 トントラック用が 9 台、そのほかにトラックの通路展開スペースとして使用し、土地の形状と台数から転用面積は妥当なものと考えます。

申請地は、富士宮西高等学校の北約 200 メートルに位置し、市街化の傾向が著しい区域内にある農地で、住宅の用もしくは事業の用に供する施設、または公共施設、もしくは公益的施設が連担している地域であることから、第 3 種農地と判断しました。

周囲は北を道路、東を雑種地、西を宅地及び農地、南を道路に接しますが、南側は段差があるため、北側道路から進入する計画です。そのほか東西には新設する見切りコンクリートによる仕切りを行う計画のため、周辺農地に与える影響は少ないと思われます。

入り口部分には無番地の土地がありますが、通行に利用することについて、東海財務局から内諾を得た文書の提出をなされております。

資金は、自己資金で土地購入と土地整備を行う計画で、資金の確保もされております。

許可後すぐに着工する計画となっております。

第 2 項及び航空写真 13 ページを御覧ください。

申請地申請人は、議案のとおりです。

申請人が売買により権利取得し、資材置場に転用しようとするものです。

申請人は、造園業を営んでいる法人ですが、近隣で生産している販売用の庭木の置場として仮植、根が張らないように巻いて仮で土に植えることになりますが、そのためのスペース及びそれに付随して剪定した枝や廃材等を置くためのスペースを必要としており、申請に及んだとのことです。

計画では、現在、生産地にそのまま販売まで置いている庭木が密植状態で日が当たらず、大変困っているため、申請地に新たに庭木を 15 本、サルスベリ 120 本を販売まで仮植する計画となっており、それぞれ高さも數メートルになるため、広大な面積を必要とすることから、土地の形状と計画本数から、転用面積は妥当なものと考えます。

申請地は、山宮工業団地の北約 300 メートルの県道富士宮富士公園線、通称登山道にすぐアクセスできる場所に位置し、小集団の生産性の低い第 2 種農地に該当します。

周囲は北を宅地、東、南、西を山林に接しますが、周囲には柵を設置し見切りを行います。北側の宅地を通行することについては、土地所有者から通行承諾書を書面で得ております。

使用を検討した土地の中で、地域の農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由は問題ありません。

土地取得費、造成費につきましては融資を予定しており、融資予定証明書の提出がなされております。許可後すぐに着工する計画となっております。

第 3 項及び航空写真 14 ページを御覧ください。

申請地、申請人は、議案のとおりです。

申請人が売買により権利設定し、駐車場として転用しようとするものです。

申請人は宗教法人で、参拝信徒用の駐車場が不足していることから、申請に及んだものです。

申請地は、上野小学校の南約700メートルの、通称上野バイパス沿いに位置し、小集団の生産性の低い第2種農地に該当します。

法人の所在地が、現在、駅からかなり北部に位置するため、自家用車が主な移動手段となっているところ、彼岸会、盂蘭盆会などの行事の際に、墓地約600碑を有することから、市内外から車で一斉に来られる方が多くなります。これまで乗組いで来ることをお願いしていること、近くの信徒の方の住宅に数台ずつ駐車場として止めさせていただくことで、その場をしのいできたとのことです。

今回20台の駐車場を計画し、マイクロバスについては2台分を使って停車させる計画で、必要台数の算定、転用面積については、妥当なものと判断しました。

北側を境内地、東側を宅地、南側は道路、西側は田ですが、西側農地との間には、コンクリートの水路での仕切りがあり、周辺農地に与える影響は少ないと思われます。

代替性を検討した土地の中で、農業に与える影響が最も少ないと判断できる土地を選定しており、選定理由に問題はありません。問題が生じた場合は、自己責任で解決します。

資金については、自己資金で確保されております。許可後すぐに着工する計画となっております。

説明は以上です。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手をお願いします。

2番 近藤千鶴委員

1番の宮原の4トントラック9台という案件ですが、4トントラックの大きさが私もよく分からぬんですが、9台となるとかなりたくさんの台数です。

拝見しますと、かなりの新興住宅で、地域住民の声とか安全性とかというところは、どんなふうに担保したのか、また聞いているのか、お聞きします。

事務局。

事務局 押尾主任主査

まず、今回の土地ですけれども、トラック駐車場9台になっておりますけれども、航空写真の南側のほうに9台を配置する計画となっておりまして、北側につきましては、転回場として使うという計画になっております。必要台数として、及び展開スペースとして使用するため、転用面積については妥当なものと判断をしております。また、トラックということありますので、それなりの面積が、駐車スペースが必要というところはございます。

また、近隣に与える影響につきましては、駐車場については特段規制等はございませんので、こにつきまして、もし問題が生じた場合には、申請人に対応のほうを求めるといったところでの対応となってまいります。

説明は以上です。

2番 近藤千鶴委員

新興住宅といいますと、結構小さいお子さんなんかもいらっしゃると思いますのでね、何かそのような問題案件が起きましたら、早急に対応していただきたいと思います。

議長

いいですね。ほかに質疑はありますか。

[挙手なし]

議長

それでは、農業委員による採決を行います。

議第16号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第16号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第17号 非農地証明申請の審議について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局 滝口主査

議案の21ページを御覧ください。

朗読します。

議第17号 非農地証明申請の審議について

土地登記簿等の地目が農地になっている土地であって、その現状が農地以外になっているものについて証明申請があったので、次のとおり審議を求める。

第1項及び別冊航空写真は15ページを御覧ください。

申請地は上柚野で、柚野保育園の西に位置する農地です。

昭和48年、先代が申請地に自己用住宅を建築し、宅地として使用してきました。都市計画法上は、線引き前宅地のため問題ありません。

10年以上前から宅地化していることが確認でき、農地への復元も困難であるため、非農地として扱って差し支えないと判断しました。

説明は以上です。

議長

ただいまの上程議案について、担当委員の調査報告をお願いします。

7番 佐野強委員

ただいま審議中の第1項について、調査結果について報告します。

先ほど事務局からあったとおりなんですが、概要を再度御報告させていただきます。

3月6日、申請者本人、事務局2名、私と篠原推進と現地にて調査を行いました。

現況としましては、申請人のお父様が昭和48年、住居として建築し、宅地として利用しています。都市計画線引き前の建物とおりであり、今回の非農地証明に当たり、住居の南側は林であり、西側は道路、東側は高台で農地に影響がなく、申請書のとおり問題ありませんので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

それでは質疑を許します。質問のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

議第17号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり処理することに決定しました。

「議第18号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局 池田主査

議案の22ページを御覧ください。

議第18号 富士宮市農用地利用集積計画の決定について

令和6年2月22日付、富農第1209号で決定を求められた富士宮市農用地利用集積計画につき、別紙のとおり決定するものとする。

別紙、農用地利用集積計画（案）について説明いたします。

ページを1枚めくっていただきまして、農用地利用集積計画（案）の2ページ目、農用地の流動化状況を御覧ください。

利用権の設定を受ける者の数11人、利用権を設定する者の数15人、利用権を設定する農用地の面積は計6万2,182平方メートルとなります。

所有権を受ける者の数1人、所有権を移転する者の数2人、所有権が移転する農用地の面積、計4万6,732平方メートルとなります。

貸借について第1項から第15項まで、全て中間管理事業になります。

以上で概要の説明を終わります。

それでは第1項から順に説明いたします。

第1項及び別冊航空写真16ページを御覧ください。

申請地は、大鹿窪で、青木共和コンクリートの南に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

期間は10年、新規になります。

移転後経営面積は、2万694平方メートルになります。

第2項及び別冊航空写真17ページを御覧ください。

申請地は大岩で、リトルシニアMt.Fuji球場の北東に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。

期間は5年、再設定になります。

移転後経営合計面積は、2万4,933平方メートルになります。

第3項及び別冊航空写真18ページを御覧ください。

申請地は北山で、御園集会所の西及び南に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。

期間は5年、再設定になります。

移転後経営面積は、1万1559.79平方メートルになります。

第4項、第5項及び第6項は、同一受人の案件となりますので、一括して説明します。

別冊航空写真19ページを御覧ください。

第4項、第5項及び第6項申請地は、北山で、貫間公会堂の西及び南に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

期間は10年、新規になります。

移転後経営面積は、8,086平方メートルになります。

第7項及び別冊航空写真20ページを御覧ください。

申請地は、根原で、朝霧カントリークラブコース管理棟の南に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定となります。

期間は10年、新規になり、移転後経営面積は、18万45平方メートルになります。

第8項及び別冊航空写真21ページを御覧ください。

申請地は、星山で、特別養護老人ホーム星の郷の北西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

期間は10年、新規になります。

移転後経営面積は、7万7,481平方メートルになります。

第9項及び別冊航空写真22ページを御覧ください。

9項は、受人が既に借受けしている農地と新規に借受けする農地があります。

申請地は馬見塚で、外神陽光園の北西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

期間は10年、再設定、及び10年、新規になります。

移転後経営面積は、13万6, 113. 82平方メートルになります。

第10項及び別冊航空写真23ページを御覧ください。

申請地は上井出で、上井出配水池の北に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。

期間は9年6か月、新規になります。

移転後経営面積は、11万112. 79平方メートルになります。

第11項及び別冊航空写真24ページを御覧ください。

申請地は、精進川で、上野中学校の南西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

期間は10年、新規になります。

移転後経営面積は、1万4, 922. 81平方メートルになります。

第12項及び別冊航空写真25ページを御覧ください。

申請地は青木で、青木団地公園の西に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

期間は10年、新規になります。

移転後経営面積は、9万9, 748. 96平方メートルになります。

第13項、第14項及び第15項は、同一受人の案件になりますので、一括して説明いたします。

別冊航空写真26及び27ページを御覧ください。

申請地は、星山及び小泉で、星陵高等学校・中学校の南と富士根南中学校の東に位置する農地です。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。

期間は10年、再設定になります。

移転後経営面積は、3万593. 62平方メートルになります。

続きまして、所有権移転の案件について説明いたします。

第1項及び第2項共、先月以前に農業委員会へ所有者からあっせん申出があった農地で、今回、静岡県農業振興公社へ所有権移転を行うものです。

第1項及び別冊航空写真28ページを御覧ください。

申請地は、根原の農地で、えいの村の東に位置する農地になります。

飼料作物の栽培地で、引渡しの時期は、令和6年3月28日となっております。

第2項及び別冊航空写真29ページを御覧ください。

申請地は人穴の農地で、富士宮養鷄団地の南西に位置する農地となります。

飼料作物の栽培地で、引渡しの時期は、同じく令和6年3月28日となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほどよろしくお願いします。

議長

それでは質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

[挙手なし]

議長

御質疑なしと認めます。

それでは、農業委員による採決を行います。

議第18号は原案のとおり決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長

御異議なしと認めます。よって、議第18号は、農業経営基盤強化促進法改正附則第5条第1項の規定により処理することに決定しました。

「協第2号 農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について」を協議いたします。

事務局に議案の朗読及び説明をさせます。

事務局。

事務局

議案の23ページを御覧ください。

朗読します。

協第2号 農地利用集積等促進計画に関する意見聴取について

令和6年2月28日付、富農第1217号の2で農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、意見を求められた富士宮市農用地利用集積等促進計画について、意見を伺う。

本日お配りしております、農用地利用集積等促進計画に関する意見について(依頼)を御覧ください。

2ページめくっていただきまして、第1項から順に説明いたします。

では、まず第1項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。

水稻を栽培し、設定期間は10年で新規です。

移転後経営面積は、6万6,456.16平方メートルになります。

続きまして、第2項を御覧ください。

受人は、議案書のとおりで、使用貸借権設定となります。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、1万1,340.52平方メートルとなります。

第3項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、10万1,514.96平方メートルになります。

第4項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、5,452平方メートルになります。

続きまして、第5項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

果樹を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、2万2,577平方メートルになります。

第6項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、賃借権設定です。

その他、これは苔類を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、3万2757.75平方メートルになります。

第7項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

野菜を栽培し、設定期間は10年で新規になります。

移転後経営面積は、2万292.61平方メートルになります。

続きまして、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(配分のみ)というものについて、  
御覧いただければと思います。こちらは配分のみの計画となります。

中間管理機構に貸付されていましたが、その後解約等により返還されたため、新たな貸付先として  
計画されたものとなります。

第1項及び第2項は同一人となりますので、一括して説明いたします。

第1項及び第2項を御覧ください。

受人は議案書のとおりで、使用貸借権設定です。

水稻を栽培し、設定期間は8年7か月となります。

以上、農地中間管理事業の推進に係る法律第18条第5項の要件に照らし合わせたところ、特に  
問題は見受けられませんでした。

以上で説明を終わります。

議長

それでは質疑を許します。御質疑ございませんか。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。それでは、農業委員による採決を行います。

協第2号は原案のとおり処理することに、賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長

御異議なしと認めます。よって協第2号は原案のとおり処理することに決定しました。

続きまして、報告事項として「農地改良届出書の受理状況」を事務局から報告させます。

事務局。

事務局 押尾主任主査

農地改良届出書の受理状況、令和6年2月9日から令和6年3月10日について説明します。

本日配付しました、農地改良届出書についての受理状況及び添付の航空写真を御覧ください。

事業完了報告の届出が1件ありました。

届出人所在地については、受理状況のとおりです。

第1項、農地改良したいとのことで、令和5年4月21日に農地改良届出書が提出されました。

申請地は休耕中の水田であったところ、畑土を搬入してサツマイモの耕作を予定していたものです。

市管理課にも農地改良届出を申請しており、受理済みとなっております。

工期は、令和5年5月2日から6月30日までとなっていましたが、今回5月30日に工事終了したものの、事業完了報告を失念し、今回、届出があったものです。

なお、南側の水田に砂が流出するということがあり、こちらについて対応を求めております。引き続き、こちらについて是正対応するように働きかけを行います。

説明は以上です。

議長

事務局から報告がありましたが、質疑を許します。御質疑のある方の挙手を求めます。

〔挙手なし〕

議長

御質疑なしと認めます。よって報告済みとします。

これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

次回の農業委員会総会は、4月12日を予定しております。

以上をもちまして、令和6年3月富士宮市農業委員会総会を閉会といたします。

引き続き、2時から、農地利用最適化推進会議を行います。それまでは休息といたします。

午後 1 時 50 分 終了

本会議録を書記に作成せしめ、会議録署名人と共に署名する。

富士宮市農業委員会

会長

会議録署名人

16番

会議録署名人

17番